

(別添1)

検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル

【凡例】

| | |
|--------|---|
| 法 | 検察審査会法 |
| 施行令 | 検察審査会法施行令 |
| 検審システム | 検察審査員候補者名簿管理システム |
| (集) | 集約庁 [*] （本庁又は裁判員裁判実施支部所在地の検察審査会。 ただし、単独庁を除く） |
| (単) | 単独庁（本庁又は裁判員裁判実施支部所在地の検察審査会の うち、被集約庁を持たない立川，小田原，静岡，沼津，浜松， 甲府，福井，小倉，佐賀，福島，函館，旭川，高知各検察審 査会） |
| (被) | 被集約庁（集約庁以外の検察審査会） |

※ 本庁所在地に複数の検察審査会がある場合は，第一検察審査会

— 目 次 —

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 第1 | 検察審査員候補者の選定に関する事務 | |
| 1 | 選挙人名簿被登録者数の通知の受領 | 1 |
| 2 | 検察審査員候補者の員数の割当通知, 本籍照会 | 3 |
| 3 | 検察審査員候補者名簿の調製 | 6 |
| 4 | 検察審査員候補者に対する名簿記載通知, 質問票の送付 | 10 |
| 第2 | 検察審査員及び補充員の選定に関する事務 | |
| 1 | 質問票(回答用紙)の受領と資格審査のための準備 | 13 |
| 2 | 前科照会 | 15 |
| 3 | 検察審査会による資格審査 | 18 |
| 4 | 異動通知の受領 | 22 |
| 5 | 選定期日の日程調整・立会依頼 | 25 |
| 6 | 選定期日 | 27 |
| 7 | 補充員の追加選定 | 30 |

第1 検察審査員候補者の選定に関する事務

1 選挙人名簿被登録者数の通知の受領

【参照条文】

施行令第2条

市町村の選挙管理委員会は、・・・選挙人名簿に登録されている者（以下「選挙人名簿被登録者」という。）の員数を、8月15日までに、管轄検察審査会事務局に通知しなければならない。

【事務の概要】

管内の各市町村の選挙管理委員会から各検察審査会に送付される選挙人名簿被登録者数の通知を、集約庁及び単独庁において受領し（被集約庁の分は集約庁において一括受領）、その員数を検審システムに入力するなど、候補者の員数割当、通知書発送の準備作業を行う。

【事務処理手順】

- ① 市町村の選挙管理委員会から送付される選挙人名簿被登録者数の通知書を受領する（集）（単）。※1
- ② 上記の通知書に集約庁又は単独庁の受付日付印を押す（集）（単）。
- ③ 検審システムに選挙人名簿被登録者数を入力する（集）（単）。
- ④ ①の通知書（被集約庁分）を被集約庁に送付する（集）。
- ⑤ 同通知書（被集約庁分）を事務記録として保存する（被）。

【留意事項】

- ※1 検察審査会事務局から市町村の選挙管理委員会に対する被登録者数の照会
は行わない（裁判員関係と異なるので注意する。）。

【Q&A】

- Q1 選挙人名簿被登録者の員数について、地裁に対する裁判員関係の回答及び
検察審査会事務局に対する通知が1通の書面でなされた場合、どのように処
理すればよいか。
- A1 市町村の選挙管理委員会に対しては、地裁に対する裁判員関係の回答と、
検察審査会事務局に対する通知をそれぞれ行ってもらうようお願いしている
ところであるが、仮に1通の書面で提出された場合には、当該書面の写しを
作成し、それを通知書として扱う。
- Q2 選挙人名簿被登録者数を入力した後、通知書（被集約庁分）を集約庁から
被集約庁に送付するのはなぜか。
- A2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の事務の補助と
して市町村選管からの通知を受領することができるが、その事務補助の範囲
は、あくまで送付される通知書の受領で、記録の保管自体は、被集約庁が行
わなければならないからである。

2 検察審査員候補者の員数の割当通知，本籍照会

【参照条文】

法第9条

検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

法第12条の6

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者・・・について、第12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所・・・に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

施行令第8条の3

検察審査会事務局長は、市町村に対し、候補者について本籍を照会するときには、・・・
・検察審査員候補者予定者名簿に付して本籍を回答するよう求めることができる。

【事務の概要】

選挙人名簿被登録者の員数を入力した割当計算ツールを利用して、各選挙管理委員会に対する割当員数の通知と市町村に対する本籍照会を兼ねた通知書（以下「割当員数通知書」【書式例1】という。）を作成して送付する。

【事務処理手順】

- ① 割当計算ツールに選挙人名簿被登録者数が全て入力されているかどうか確認する（集）（単）。
- ② ①の確認後、被集約庁の事務局長に対し、割当計算ツールで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付するとともに、割当員数通知書作成の準備が整った旨報告する（集）。

- ③ 被集約庁の事務局長は、送付された上記一覧の内容を確認の上、集約庁の事務官に対し、それに基づき、割当員数通知書の作成及び発送を行うように指示する（被）。※1
- ④ 集約庁の事務官は、③の指示を受けた後、自庁分（集約庁分）も含め、システムを用いて割当員数通知書【書式例1】を作成し、市町村の選挙管理委員会及び市町村長あてに送付する（集）。※2，※3
- 単独庁の事務官は、自庁分について上記の作業を行う（単）。※2

【留意事項】

- ※1 被集約庁の事務局長は適宜の方法で③の指示を行い、集約庁の事務官はこれを記録化しておく。
- ※2 市町村の選挙管理委員会に対する割当員数通知と、市町村長に対する本籍照会は1通の書面で行う（名宛人も選挙管理委員会と市町村長を併記する。）。
- ※3 被集約庁分の割当員数通知書を作成する場合には、その名義人は被集約庁の事務局長名とする。

【Q&A】

- Q1 市町村から、本籍照会については、割当員数通知と別の手続で行ってほしいとの要望がなされた場合、どのように対応すればよいか。
- A1 選挙管理委員会に対応する市町村としては、検察審査員候補者の本籍のみを直接回答するよりも、むしろ、選挙管理委員会が候補者予定者名簿を送付

する際に、併せて本籍も付する形で一括して回答するほうが便宜であると考えたものである旨説明して理解を求めることとなる。

Q 2 被集約庁の事務局長が行う③の指示については、それを記録化しておくことであるが、それはなぜか。

A 2 集約庁の事務官は、施行令15条の2に基づき、被集約庁の割当員数通知に関する事務を補助することができるが、その前提として、被集約庁の事務局長の指示が必要となる。そのため、個々の割当員数通知書の作成及び発送が、被集約庁の事務局長の指示に基づくものであることを明確にする観点から、その指示をできる限り記録化しておくのが望ましいからである。

3 検察審査員候補者名簿の調製

【参照条文】

法第11条

市町村の選挙管理委員会は、・・・10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

法第12条の2

検察審査会事務局長は、・・・検察審査員候補者予定者名簿の送付があったときは、
・・・検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

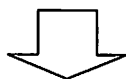
【事務の概要】

管内の選挙管理委員会から送付された候補者予定者名簿を、集約庁及び単独庁において受理し（被集約庁の分は集約庁において一括受理）、検審システムに読み込んで、最高裁に送付する候補者予定者名簿ファイルを作成する。市町村から候補者予定者名簿がどのような形（磁気ディスクか、紙ベースか）で提出されるのかによって、事務処理の内容が異なるので注意を要する。

なお、検審システムの操作手順については、検審システム用のユーザーマニュアル（2.5.0）を参照されたい。

【事務処理手順】

- ① 選挙管理委員会から送付される候補者予定者名簿を受領する（集）（単）。
- ② 候補者予定者名簿の送付書に集約庁の受付日付印を押す（集）（単）。

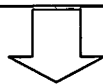


<候補者予定者名簿がすべてCD-ROM又はフロッピーディスクで提出された場合>

- ③-I 名簿調製プログラムで作成された候補者予定者名簿データは暗号化されているため、パスワードを入力して暗号を解除する(集)(単)。※1
- II 候補者予定者名簿データを検審システムに読み込む。ただし、名簿調製プログラムで作成されたデータ以外は同システムに読み込むことができない(集)(単)。※2, ※3
- III すべての市町村の選挙管理委員会から候補者予定者名簿が送付された後、検審システムを用いて、最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する(集)(単)。
- IV 候補者予定者名簿ファイルとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付書【書式例3】により最高裁に送付する(集)(単)。※4

<紙ベースの候補者予定者名簿が含まれている場合>

- ③-i 紙ベースの候補者予定者名簿について記載漏れ等を確認する(集)(単)。
- ii 不備がある場合は選挙管理委員会に補正を依頼する(集)(単)。
- iii CD-R等で提出された候補者予定者名簿については、③-I~III記載の方法で最高裁送付用の候補者予定者名簿ファイルを作成する(集)(単)。
- iv 検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと紙ベースの名簿の写しとともに検審システムで印刷した「割当員数一覧」【書式例2】を送付書【書式例3】により最高裁に送付する(集)(単)。※4



最高裁において、集約庁及び単独庁から送付された候補者予定者名簿ファイルを検審システムに読み込み（エクセルファイルや紙ベースの名簿など、名簿調製プログラム以外で作成された名簿データについては、これを最高裁において検審システムに読み込める形式に変換した上で同システムに読み込み）、通し番号を付した候補者名簿ファイルを作成して集約庁及び単独庁に送付する。



- ④ 最高裁から送付された候補者名簿ファイルを検審システムに読み込む（候補者名簿の調製）（集）（単）。
- ⑤ 検審システムを利用して、本籍情報の付された候補者名簿（被集約庁分）【書式例4】を印刷し、被集約庁に送付する（集）。

【留意事項】

※1 暗号化された候補者予定者名簿データを復元するためのパスワード は、 を利用するので、各市町村の選挙管理委員会にあらかじめその旨を連絡し、 担当係にパスワードを確認しておく。

※2 CD-R等で提出された場合でも、記録してある名簿データが名簿調製プログラムで作成したものではないときは（例えば、エクセルファイルで候補者予定者名簿が作成されているような場合）、検審システムで読み込むこと

ができない。その場合は、当該データをCD-R又はCD-RW等にコピーし、検審システムで作成した候補者予定者名簿ファイルと一緒に最高裁に送付する。

※3 検察審査員候補者予定者名簿の提出に当たっては、選挙管理委員会との連携が必要となるが、検察審査員候補者予定者の選定において、古いデータとの取り違えを防止（候補者予定者名簿の提出を受けた際、特に選挙人名簿の登録基準時に注意するとともに、失権者との有無等について確認することが考えられる。）し、できる限り直近の選挙人名簿に基づいて選定を行うよう注意喚起する必要がある。

※4 送付書には、送付する名簿の種類ごとにチェックボックスが設けられているので、種類に応じてチェックを入れる。また、名簿調製プログラム以外で作成された名簿ファイルや紙ベースで提出された名簿があるときは、名簿とともに送付する割当員数一覧の市町村名の左側に、種類に応じて「○」または「×」を記載する（書式例3参照）。

4 検察審査員候補者に対する名簿記載通知，質問票の送付

【参照条文】

法第12条の2

3 検察審査会事務局長は，検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

法第12条の3

検察審査会事務局長は，検察審査員候補者について，次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は，前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため，検察審査員候補者に対し，質問票を用いて必要な質問をすることができる。

施行令第8条の2

法第12条の2第3項の規定による通知に係る書類及び法第12条の4に規定する質問票には，第1条第2項又は第3項の規定にかかわらず，押印しないことができる。

【事務の概要】

候補者に対する名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）の発送作業については，委託業者（アウトソーサー）が行う。第2群から第4群の質問票については，アウトソーサーから集約庁及び単独庁に送付されるので，集約庁及び単独庁において各群ごとに決められた送付時期に候補者に発送する。

【事務処理手順】

- 11月上旬に、名簿記載通知書及び質問票を作成するためのデータをアウトソーサーに送付する（最高裁）。
- 11月下旬に、名簿記載通知書（全群）及び質問票（第1群）を候補者へ送付する（アウトソーサー）。※1，※2
- 集約庁及び単独庁に質問票（第2群から第4群）を送付する（アウトソーサー）。



- ① 第2群から第4群の候補者に送付する質問票をアウトソーサーから受領して送付時期まで保管する（集）（単）。
- ② 第2群から第4群の候補者に対し、質問票の作成日（第2群については1月上旬、第3群については4月上旬、第4群については7月上旬）に、質問票を送付する（集）（単）。※3

【留意事項】

- ※1 名簿記載通知書の発送予定日については、最高裁から集約庁及び単独庁に連絡がある。
- ※2 第1群の候補者に対する名簿記載通知書には、質問票、質問票（回答用紙）、リーフレット（リーフレット「検察審査会Q&A」とは異なる。）、返信用

封筒（料金受取人払）が同封される。他方、第2群から第4群の候補者に対する名簿記載通知書には、リーフレットのみが同封される。

※3 第2群から第4群の候補者に対する質問票及び質問票（回答用紙）については、返信用封筒とともに封入・封緘された状態でアウトソーサーから送付されるので、集約庁及び単独庁は、各群ごとに決められた送付時期にそのまま投函すればよい。

なお、質問票（回答用紙）の返送期限は、書類受領後、7日以内に返送するよう記載されている。

【Q&A】

Q1 第2群から第4群の候補者に対して、第1群の候補者と異なる時期に質問票を送付することとしたのはなぜか。

A1 質問票の送付時期をできる限り選定日に近づけることによって、辞退事由の有無などについて、各群の候補者に最新の事情を回答してもらうためである。

第2 検察審査員及び補充員の選定に関する事務

1 質問票（回答用紙）の受領と資格審査のための準備

【参照条文】

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

法第12条の4

検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

法第12条の5

・・・通知を受けた検察審査員候補者のうち、第8条第1号から第8号までに掲げる者又は同条第9号に規定する事由に該当する者は、・・・辞退の申出をすることができる。

施行令第8条の5

法第12条の5に規定する申出は、書面で行なければならない。

【事務の概要】

集約庁及び単独庁は、候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領し、質問票（回答用紙）に記載された情報（欠格事由、就職禁止事由、辞退申出、住所・氏名変更）を検審システムに入力する。その上で、集約庁は、被集約庁に対し、検審システムによって出力される資格審査リスト【書式例5】を質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しとともに送付する。

【事務処理手順】

- ① 候補者から返送された質問票（回答用紙）及び疎明資料を受領する（集）（単）。
- ② 質問票（回答用紙）に集約庁又は単独庁の受付日付印を押印する（集）（単）。
- ③ 質問票（回答用紙）を檢察審査会ごとに分類し、通数を確認する（集）（単）。

※1

- ④ 質問票（回答用紙）に、欠格事由、就職禁止事由があるとの記載があったり、辞退申出がなされている場合は、その情報を検審システムに入力し（住所、氏名の変更があった場合も同様）、同システムを利用して、資格審査を行う際に使用する資格審査リスト【書式例5】を印刷する（集）（単）。
- ⑤ 資格審査リスト【書式例5】を、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写し（詳細は「6 前科照会」を参照）とともに被集約庁へ送付する（郵送する場合は書留郵便を利用する。）（集）。※2
- ⑥ 集約庁から送付された質問票等は、被集約庁において保管する（被）。

【留意事項】

※1 候補者からの質問票（回答用紙）は、料金受取人払で返送してもらうため、地裁会計において、毎月郵便局に1か月分の料金を支払うことになる。そこで、檢察審査会事務局においては、実際に返送された質問票（回答用紙）の通数を確認しておく必要がある。

※2 集約庁では、被集約庁における資格審査を行う会議の日程を確認した上で、その日程に間に合うように資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しを送付する。

2 前科照会

【参照条文】

法第12条の6

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者・・・について、第12条の3各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。

法第5条

次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

- 二 1年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

【事務の概要】

集約庁及び単独庁において、検審システムを利用して前科照会書【書式例6】及び候補者一覧【書式例7】を作成し、地方検察庁（本庁）に送付する。その後、検察庁からの回答を検審システムに入力し、集約庁は、前科照会回答書の写しを、資格審査リスト【書式例5】、質問票（回答用紙）及び疎明資料とともに被集約庁に送付する。

【事務処理手順】

- ① 検審システムを利用して、前科照会書（集約庁事務局長名義のもの1通）【書式例6】及び候補者一覧（集約庁及び被集約庁分）【書式例7】を印刷する（集）。

※1

単独庁の事務官は、自庁分について上記の作業を行う（単）。

- ② 前科照会書【書式例6】及び候補者一覧（集約庁及び被集約庁分）【書式例7】を地方検察庁（本庁）に送付する（集）。※2，※3

単独庁の事務官は、自庁分について上記の作業を行う（単）。※2，※3

- ③ 地方検察庁（本庁）から前科照会回答書を受領する（集）（単）。
- ④ 前科照会回答書に集約庁又は単独庁の受付日付印を押す（集）（単）。
- ⑤ 前科照会に対する回答結果を確認し、該当があるとの記載があった場合は、その情報を検審システムに入力し、資格審査リスト【書式例5】を印刷する（集）（単）。
- ⑥ 前科照会回答書の写し（候補者一覧については、当該被集約庁分を添付すれば足りる。）を、資格審査リスト【書式例5】、質問票（回答用紙）及び疎明資料とともに被集約庁に送付する（集）。
- ⑦ 集約庁において、前科照会回答書を保管する（集）。

【留意事項】

※1 被集約庁分の前科照会は集約庁において行うことになるが、実際の事務処理方法としては、集約庁の事務局長名義の前科照会書を1通作成し、別紙として、集約庁分及び被集約庁分の候補者一覧を添付する形とすれば足りる（この取扱いについては法務省と協議済みであり、同省から各地方検察庁に対して、この取扱いが周知されている。※3も同じ。）。

※2 照会時期は、資格審査を行う審査会議の日程、地方検察庁における事務処理に要する期間（おおむね2～3週間程度が目安）を考慮して決定する。具体的な照会時期や回答期限については、各集約庁及び単独庁において対応する地方検察庁と協議の上、決定する。

※3 前科照会書の送付先は、集約庁又は単独庁の所在地に対応する地方検察庁の本庁となる。裁判員裁判実施支部所在地の検察審査会については、対応する地方検察庁の支部に送付しないように注意する（例えば、小田原検審は、横浜地検小田原支部ではなく、横浜地検本庁に前科照会書を送付することになる。）。

なお、郵送する場合は、必ず書留郵便を利用する。

【Q&A】

Q1 質問票に対する回答等で「前科」の欠格事由があるとの記載がされている場合でも、前科照会が必要か。

A1 欠格事由については、本人の申告だけでは正確な情報を確認できないので、質問票等の資料から判明した場合であっても、検察庁に対する照会を行うのが相当である。

3 検察審査会による資格審査

【参照条文】

法第12条の7

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

- 二 検察審査会が第12条の3各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき。

法第12条の3

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第5条各号に掲げる者であること。
- 二 第6条各号に掲げる者であること。
- 三 第8条各号に掲げる者であること。

【事務の概要】

資格審査リスト【書式例5】、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認した上で、審査会議に諮り、その結果を検審システムに入力し、法5条、6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する。

被集約庁においては、集約庁から送付された資格審査リスト、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認した上で、審査会議に諮り、その結果を集約庁に報告する。集約庁は、報告の内容を検審システムに入力し、法5条、6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する。

【事務処理手順】

【集約庁及び単独庁における資格審査について】

- ① 資格審査リスト【書式例5】、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会

回答書の写しの内容を確認する（集）（単）。

- ② 審査会議に諮り、審査結果を会議録に記載する（集）（単）。※1
- ③ 審査会議の結果を検査システムに入力し、法5条、6条又は8条に該当する者を選定の対象から除外する（集）（単）。

[被集約庁における資格審査について]

- ① 集約庁から送付された資格審査リスト【書式例5】、質問票（回答用紙）、疎明資料及び前科照会回答書の写しの内容を確認する（被）。
- ② 審査会議に諮り、審査結果を会議録に記載する（被）。※1
- ③ 審査会議の結果を集約庁に報告する（被）。
- ④ 審査会議の結果を検査システムに入力し、法5条、6条または8条に該当する者を選定の対象から除外する（集）。

【留意事項】

- ※1 会議録の記載方法については、資格審査リスト【書式例5】を別紙として添付し、会議録の本文に「別紙資格審査リストのとおり確認、承認した。」と記載する方法が考えられる。

【Q&A】

- Q1 資格審査を行う会議において、質問票（回答用紙）、疎明資料、前科照会回答書の写しを検査審査員等に見せることは、個人情報保護の観点から問題はないか。
- A1 通常は、事務局長が資格審査資料の記載内容を適宜説明することで足り、資料自体を検査審査員等に直接見ってもらう必要はない。もっとも、資格審査

の判断主体は検察審査会であることから、検察審査員から希望があれば、資料を見てもらうことになるが、その場合には、検察審査員等には守秘義務が課せられており、資料の内容については口外しないように改めて説明する。

Q 2 資格審査の判断を、検察審査会長、検察審査会事務局長又は選定立会者（検察官及び裁判官）に委任することはできないか。また、小委員会での判断はできないか。

A 2 法令上は、資格審査の判断主体は検察審査会であるとされていることから、これを会長、事務局長又は選定立会者に委任したり、小委員会の判断で行うことはできないと解される。

Q 3 選定期限までに資格審査を行う会議が開催できない場合はどうすればよいのか。

A 3 選定前辞退制度などを新設した改正法の趣旨からすれば、資格審査を行わないまま選定を行うのは相当ではない。資格審査を行う会議が選定期限までに開催できなかった場合でも、なるべく早期に資格審査を行う会議を開催した上で選定を行う。

Q 4 疎明資料について、どの程度要求すべきか。

A 4 診断書等の正式な資料を求める必要はない。通常は、本人の手元にあると考えられる学生証、母子手帳、障害者手帳、介護機関の領収書等、医療費の内容がわかる領収書の写しなど、比較的簡単に提出できるようなものがあげられる。

また、やむを得ない事由の関係では、質問票（回答用紙）に、相当程度具体的な事情が記載されていれば足りると考えられる（検察審査会がやむを得ないと判断できる程度の事情が記載されていればよい。）。

事務局から疎明資料の追完を求めることは、基本的に想定していない。

Q 5 質問票（回答用紙）の記載が不十分である場合、電話で候補者から事情を聴取することは許されるか。

A 5 基本的には質問票（回答用紙）の記載で判断を行うが、若干補充すれば、辞退が認められる可能性が高いような場合については、電話で事情を聴取することもあり得る。その場合は、適宜電話聴取書を作成し、書面化しておくのが相当である。

Q 6 電話による辞退の申し出があった場合、どのように対応すべきか。

A 6 辞退の申し出は書面でしなければならない（施行令第8条の5）とされていることから、書面を提出するように説明する。ただし、書面の提出を待っている間は、審査会議に間に合わないなど、急を要するときには、例外的に電話聴取書を作成し、口頭の申し出を正式の辞退申し出として扱う方法も考えられる（この場合、口頭の申出を正式な辞退申し出として扱うか否かは、検察審査会の判断事項であるため、審査会議において、事情を説明の上、判断（了解）を得る必要がある。）。

4 異動通知の受領

【参照条文】

法第12条

市町村の選挙管理委員会は、第10条第1項の規定により選定した検察審査員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により検察審査員候補者予定者名簿を送付した検察審査会事務局にその旨を通知しなければならない。ただし、当該検察審査員候補者の予定者が属する群の検察審査員の任期が終了したときは、この限りでない。

法第12条の7

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から削除しなければならない。

- 一 死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを検察審査会が知ったとき。

【事務の概要】

検察審査員候補者が死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことについての通知書は、管内の各市町村の選挙管理委員会から集約庁及び単独庁に送付される。送付を受けた集約庁及び単独庁は、検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する作業を行う。

なお、事務局が、上記通知によることなく、自ら検察審査員候補者の死亡や選挙権の喪失を知った場合も、検審システムを用いて該当者を候補者名簿から削除する作業を行う（被集約庁の事務局が知った場合には、その旨を集約庁の事務官に連絡し、該当者を候補者名簿から削除するよう指示する。）。

【事務処理手順】

[集約庁及び単独庁の候補者について異動通知があった場合]

- ① 選挙管理委員会から異動通知書が送付された場合、それを受領する（集）（単）。※1
- ② 通知書に集約庁又は単独庁の受付日付印を押す（集）（単）。
- ③ 検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する（集）（単）。

[被集約庁の候補者について異動通知があった場合]

- ① 選挙管理委員会から異動通知書が送付された場合、それを受領する（集）。
※1
- ② 通知書に集約庁の受付日付印を押す（集）。
- ③ 集約庁の事務官は、被集約庁の事務局長に通知書が送られてきたことを報告するとともに、該当者について候補者名簿から削除してよいかを確認する（集）。※2
- ④ 被集約庁の事務局長は、集約庁の事務官に対し、候補者名簿から削除するように指示をする（被）。※3
- ⑤ 検審システムを用いて、該当者を候補者名簿から削除する（集）。

【留意事項】

※1 従来は、候補者の資格異動が判明した場合は、選挙管理委員会に連絡して異動通知を行ってもらっていたが、法12条の7の規定が設けられたことにより、検察審査会が当該事実を知ったときには選挙管理委員会からの通知を要することなく該当者を候補者名簿から削除することになる。

※2 異動通知に基づき削除を行う場合は、検察審査会の判断による必要はない。

※3 被集約庁の事務局長は適宜の方法で④の指示を行い、集約庁の事務官はこれを記録化しておく。

【Q&A】

Q1 選挙管理委員会から候補者予定者名簿が送られた後、最高裁への候補者予定者名簿ファイル送付前に、何らかの事情で候補者予定者が死亡した事実を知った場合は、どのようにすればよいか。

A1 候補者予定者名簿から死亡者を削除することは、法律上想定されていないため、そのまま候補者予定者名簿ファイルを最高裁に送り、後日、最高裁から返送される候補者名簿ファイルから削除する。

もともと、名簿記載通知書等を発送する関係で、最高裁において死亡の事実を把握しておく必要があることから、最高裁から異動通知書の受領の有無等の確認があった場合には、対象者の氏名、住所、生年月日等を連絡することになる。

5 選定期日の日程調整・立会依頼

【参照条文】

法第13条

検察審査会事務局長は、毎年12月28日までに第一群検察審査員候補者の中から各5人の、3月31日までに第2群検察審査員候補者の中から各6人の、6月30日までに第3群検察審査員候補者の中から各5人の、9月30日までに第4群検察審査員候補者の中から各6人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

- 2 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各1人の立会いをもってこれを行わなければならない。（以下略）

【事務の概要】

集約庁及び単独庁は、地方裁判所及び地方検察庁（集約庁は、さらに被集約庁）との間で選定期日の日程を調整した上で、地方裁判所及び地方検察庁に対し選定期日立会依頼書【書式例8】を送付する。

【事務処理手順】

- ① 地方裁判所及び地方検察庁（集約庁は、さらに被集約庁）と日程調整をして選定期日を決定する（集）（単）。※1、※2
- ② 被集約庁に選定期日を連絡する（集）。
- ③ 被集約庁の事務局長は、集約庁の事務官に対し、決定した期日に選定を行うように指示する（被）。※3
- ④ 検審システムを利用して選定期日立会依頼書【書式例8】を印刷する（集）（単）。※4
- ⑤ 選定期日立会依頼書【書式例8】を地方裁判所及び地方検察庁に送付する（集）（単）。※2

【留意事項】

- ※1 資格審査を行う会議期日や選定期日の確認・調整については、遅くとも選定期限の1か月半くらい前までに行っておくのが望ましい（地方裁判所及び地方検察庁（集約庁は、さらに被集約庁）との間で、予め1年分の日程を調整するなどの運用も考えられる。）。

- ※2 立川，小田原，沼津，浜松，松本，堺，姫路，岡崎，小倉及び郡山の各検察審査会については，対応する地方裁判所支部及び地方検察庁支部と選定期日を調整し，選定期日立会依頼書【書式例8】を送付することになる。

- ※3 被集約庁の事務局長は適宜の方法で③の指示を行い，集約庁の事務官はこれを記録化しておく。

- ※4 選定期日への立会依頼は，要式行為とされていないので，適宜の方法で行うことができる。したがって，実際に選定事務を行う集約庁の事務局長名義の書面1通を送付すれば足りると考えられる。

6 選定期日

【参照条文】

法第13条

検察審査会事務局長は、毎年12月28日までに第1群検察審査員候補者の中から各5人の、3月31日までに第2群検察審査員候補者の中から各6人の、6月30日までに第3群検察審査員候補者の中から各5人の、9月30日までに第4群検察審査員候補者の中から各6人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

- 2 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各1人の立会いをもってこれを行わなければならない。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

施行令第10条

法第13条第1項の規定により検察審査員及び補充員を選定するには、検察審査員、補充員の順に行わなければならない。

施行令第11条

検察審査会事務局長は、検察審査員及び補充員を選定したときは、選定録を作り、かつ、別記第3様式によって検察審査員及び補充員名簿を調製しなければならない。

- 2 検察審査員及び補充員名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

【事務の概要】

集約庁及び単独庁の事務担当者は、検審システムを用いてくじを行い、検察審査員及び補充員名簿、選定録を印刷し、内容を確認する。選定録については立会人に内容を確認してもらった上で署名押印してもらう。集約庁は、検察審査員及び補充員名簿、選定録を被集約庁に送付し、被集約庁の事務局長は選定結果を確認する。

【事務処理手順】

- ① 検審システムから立会人用の候補者リスト【書式例 9】を印刷する(集)(単)。
- ② 候補者リスト【書式例 9】を立会人に交付する(集)(単)。
- ③ 検審システムを用いて各検審ごとにくじを実施する(集)(単)。
- ④ 立会人に検審システムの画面でくじの結果を確認してもらう(集)(単)。
- ⑤ 検審システムを用いて選定録【書式例 10】を印刷する(集)(単)。
- ⑥ 立会人に選定録【書式例 10】に署名押印してもらう(集)(単)。
- ⑦ 検審システムを用いて検察審査員及び補充員名簿【書式例 11】，選定通知及び招集状【書式例 12】を印刷する(集)(単)。
- ⑧ 集約庁の事務局長は，選定録(集約庁分)【書式例 10】に押印する(集)。
単独庁の事務局長は，選定録(自庁分)【書式例 10】に押印する(単)。
- ⑨ 被集約庁分の選定録【書式例 10】，検察審査員及び補充員名簿【書式例 11】，選定通知及び招集状【書式例 12】を被集約庁に送付する(集)。※1
- ⑩ 被集約庁の事務局長は，選定録【書式例 10】の内容を確認した上で，選定録に押印する(被)。
- ⑪ 選定録，検察審査員及び補充員名簿を事務記録として保存する(集，単，被)。

【留意事項】

- ※1 検審システムで印刷した選定通知及び招集状の作成名義人(検察審査会長名となる。)，作成年月日，招集日時は，任意入力事項となっているため，入力を要するか否かについては，被集約庁の事務局長の指示を受ける。

【Q&A】

Q 1 選定を会議室以外の場所で行ってもよいか。

A 1 選定を行う場所については法令上何ら定めがないことから、検察審査会事務局の事務室で選定を行って差し支えない。

Q 2 選定通知及び招集状は自庁（被集約庁）で作成してもよいか。

A 2 検審システムを利用せず、自庁で作成して差し支えないが、誤記等を行わないように留意する。

7 補充員の追加選定

【参照条文】

法第18条の2

検察審査会長は、検察審査員又は補充員が欠けた場合において、必要と認める員数の補充員（以下この条において「追加補充員」という。）を選定することができる。ただし、追加補充員を含め、検察審査員及び補充員の員数の合計が22人を超えてはならない。

- 2 前項の規定による選定は、政令で定めるところにより、欠けた検察審査員又は補充員が属する群の検察審査員候補者の中から検察審査会事務局長がくじで行う。
- 3 追加補充員の任期は、その者が属する群の検察審査員の任期と同一とする。ただし、第1項の選定がその群の検察審査員の任期が開始した後に行われたときは、その任期は、当該選定が行われた日の翌日から開始するものとする。
- 4 第13条第2項の規定は追加補充員の選定に係る第2項のくじについて、第16条の規定は追加補充員に対する説明及びその宣誓について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「前条第1項の」とあるのは、「第18条の2第1項の規定による選定後最初の」と読み替えるものとする。

施行令第11条の2

法第18条の2第2項の規定による追加補充員の選定は、各群における検察審査員及び補充員の任期並びにその欠けた数を考慮して、適時に行わなければならない。

【事務の概要】

補充員の追加選定を行うかどうかは検察審査会長の判断である。検察審査会長が補充員の追加選定を決めた場合には通常の見定と同様の手続を行う。

被集約庁の検察審査会長が補充員の追加選定が必要であると判断した場合には、集約庁にその員数（欠けた検察審査員又は補充員の人数及びその属する群）及び次回の会議期日を連絡し、集約庁において通常の見定と同様の手続を行う。

【事務処理手順】

[集約庁及び単独庁の会長が補充員の追加選定を決めた場合]

- ① 検察審査会長が必要な員数の補充員の追加選定を決定する（集）（単）。
※1，※2，※3
- ② その後は、通常の選定と同様の手続を行う（集）（単）。※4

[被集約庁の会長が補充員の追加選定を決めた場合]

- ① 検察審査会長が必要な員数の補充員の追加選定を決定する（被）。
※1，※2，※3
- ② 集約庁に、必要な員数（欠けた検察審査員又は補充員の人数及びその属する群）及び次回の会議期日を連絡する（被）。※2
- ③ その後は、通常の選定と同様の手続を行う（集）。※4

【留意事項】

※1 補充員の追加選定を行うかどうかについては、あくまで検察審査会長の判断であるが、一応の目安としては、検察審査員及び補充員の総数に平均出頭率（約7割）を乗じた数が11に満たない場合（検察審査員及び補充員の総数が15人以下となった場合）に実施することが考えられる。

※2 追加選定が可能な員数の上限は、追加選定を行う時点で欠けている検察審査員又は補充員の員数であり、合計22人を超えることができない。

追加補充員の選定は、欠けた検察審査員又は補充員が属する群の検察審査員候補者の中からは行わなければならないので、集約庁及び単独庁は欠けた検察審査員又は補充員の属する群の員数を把握しなければならない。

※3 「欠けた検察審査員又は補充員」とは、審査会議において、辞退が認めら

れた、又は欠格事由に該当することが確認されるなどして、以後、検察審査員又は補充員となる可能性が全くない者を指し、単に出頭実績がない、あるいは選定通知や招集状が不送達であるだけの者は含まれないことに注意を要する。

※4 法18条の2第4項により準用される法13条第2項所定の手続（判事及び検事の立会い及び選定の証明）を行わなければならないことに注意を要する。

【Q&A】

Q1 補充員の追加選定の場合に、改めて資格調査が必要か。

A1 欠格事由、就職禁止事由、辞退事由についての資格調査については、各群の任期に応じた時期に、質問票を送付して事情を把握しているため、補充員の追加選定にあたって改めて調査を行う必要はない。

Q2 各群の任期開始後、会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要がある場合、必要な補充員の追加選定は局長が行うことが可能か。

A2 会長が互選されるまでは局長が会長の職務を行うとされている（法15条1項後段）ので、各群の任期開始後、会長が互選されるまでの間に補充員を追加選定する必要がある場合には、局長が必要な補充員を追加選定するかどうかの判断を行うこととなる。

【書式例 1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇選挙管理委員会 御中

〇〇市長 殿

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員候補者の割当員数等について

検察審査会法第 9 条第 1 項に基づき、貴市区町村に対する平成〇〇年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第 12 条の 6 及び検察審査会法施行令第 8 条の 3 に基づいて照会します。

については、10 月 15 日までに上記名簿に本籍を付して、〇〇検察審査会事務局に送付してください（同法第 11 条、同施行令第 15 条の 2）。

記

| | | |
|------|-------|----|
| 割当員数 | 第 1 群 | 〇人 |
| | 第 2 群 | 〇人 |
| | 第 3 群 | 〇人 |
| | 第 4 群 | 〇人 |
| | 合計 | 〇人 |

【書式例3】

送 付 書

送 付 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
送 付 者 〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○
送 付 先 最高裁判所事務総局刑事局第一課検察審査会係
件 名 平成〇〇年〇〇検察審査会検察審査員候補者予定者名簿
送 付 内 容 (以下の□にレを入れ, または■としたもの。)

- 検審システムで作成した名簿ファイル

- 市町村において名簿調製プログラム以外（エクセルなど）で作成された名簿ファイル
(別添割当員数一覧の市町村名に×を付したもの)

- 市町村から紙ベースで提出された名簿
(別添割当員数一覧の市町村名に○を付したもの)

送付枚数 CD-RW・CD-R 枚
書面（送付書，割当員数一覧除く） 枚

【書式例 4】

(被集約用)

〇〇検察審査会平成〇年第〇群検察審査員候補者名簿

| 番号 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 本籍 |
|----|----|------|----|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

【書式例6】

平成 年 月 日

〇〇地方検察庁 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員候補者の前科について（照会）

別紙一覧記載の検察審査員候補者が、検察審査会法第5条第2号に規定する欠格事由に該当する者であるか否かを、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇検察審査会事務局に回答してください。

【書式例 7】

(別紙) ○○検察審査会平成○○年第○群検察審査員候補者一覧

| 番号 | 氏名 | 生年月日 | 本籍 | 備考 |
|----|----|------|----|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

【書式例 8・裁判所用】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員等の選定の立会人の派遣について（依頼）

平成〇〇年第〇群〇〇〇〇の選定を下記により行いますから、立会人として判事
1人を派遣してください。

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午 〇〇時〇〇分
- 2 場所 〇〇検察審査会事務局

【書式例 8・検察庁用】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方検察庁 御中

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○

検察審査員等の選定の立会人の派遣について（依頼）

平成〇〇年第〇群〇〇〇〇の選定を下記により行いますから、立会人として検事
1 人を派遣してください。

記

- 1 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午 〇〇時〇〇分
- 2 場所 〇〇検察審査会事務局

【書式例10】

〇〇検察審査会平成〇〇年第〇群検察審査員及び補充員選定録

平成〇〇年〇〇月〇〇日選定

検察審査員 〇名

補充員 〇名

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇検察審査会事務局長 ○ ○ ○ ○ 印

| 番号 | 検察審査員 又は 補充員の別 | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 備考 |
|----|----------------------|----|----|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。

平成 年 月 日

立会人公職氏名

印

立会人公職氏名

印

【書式例12】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇検察審査会長 〇 〇 〇 〇

選 定 通 知 及 び 招 集 状

あなたは、平成〇〇年第〇群の検察審査員候補者の中から、裁判所の判事及び検察庁の検事立会いのもとで厳正な抽選を行いましたところ、〇〇〇〇に選定されましたのでお知らせいたします。

つきましては、平成 年 月 日 午 時 分から検察審査会議を開きますので、当検察審査会に御出席ください。

※ 検察審査会の制度等については、先にお送りしましたリーフレット等で御承知のこととは存じますが、より詳しく説明した「検察審査会ハンドブック」を同封いたしますので、御覧ください。

皆様方は、社会や家庭などにおかれまして、日々、重要な役割を担われ、お忙しいこととは存じますが、検察審査会制度を御理解の上、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 注意) 1 当日は、本書面と認印（スタンプ式は不可）を御持参ください。
2 正当な理由がなくこの招集に応じないときは、法律により過料に処せられる場合があります。

検察審査会事務局（検察審査員又は補充員お問い合わせ窓口）
（所在地）

（電話番号）

「職務上知り得た秘密」の漏えいの禁止（法44条1項～3項）

- I. 【**検察審査員，補充員 又は 審査補助員**】
- II. 【**検察審査員，補充員 又は 審査補助員の職にあった者**】が

- ① 【**評議の経過**】
- ② 【**各検察審査員の意見 若しくは その多少の数**】
- ③ 【**その他の職務上知り得た秘密**】

のいずれかを漏らした場合



【**6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金**】(※)

※ ただし，II.【**検察審査員，補充員又は審査補助員の職にあった者**】が①【**評議の経過**】を漏らしたときは，【**財産上の利益その他の利益を得る目的**】がある場合に限る。その他の目的で漏らしたときは，【**50万円以下の罰金**】。

漏えいが禁止されている「職務上知り得た秘密」の内容

「職務上知り得た秘密」

…検察審査員，補充員または審査補助員（であった者を含む。）が，職務の執行に関連して知り得た秘密のすべて。

「評議の秘密」…評議の進行過程及び実質的内容の一切。

① 【評議の経過】

評議が具体的にどのような進行過程を経て結論に至ったかの筋道。

② 【各検察審査員の意見 若しくは その多少の数】

議題として提出された各問題点について検察審査員が表明した意見若しくはその多少の数。

③ 【その他の職務上知り得た秘密】

不起訴記録を閲読して知った個人の秘密等。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

審査申立人〇〇〇〇 殿

〇〇検察審査会

審 査 申 立 受 理 通 知 書

下記のとおり受理しました。

記

- 1 審査申立人
- 2 被 疑 者
- 3 罪 名
- 4 申立受理日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 事件番号 平成〇〇年（申立）第〇〇号

(注) 審査事件についての問い合わせは〇〇検察審査会

(裁判所庁舎内) へ

所在地

電 話

審査事件について留意する事項

検察審査会における審査は書面審査を原則としておりますので、審査申立書に記載されている事項のほかに、下記に該当する理由及び資料があれば、書面で速やかに提出してください。

記

1 不起訴処分を不服とする理由の補足

申立書に書かれた理由のほかに、不当と思う点があれば、どの点が不当なのか、その理由。

2 審査に必要と考える資料

審査資料（書類等）の提出の際は、理由中のどの点の資料なのか説明を付ける。

3 申立事件の参考人

審査のため必要と認めた場合には、参考人を証人として尋問することがあるので、そのような者がいれば事件との関係、その者の氏名、住所を記載する。